

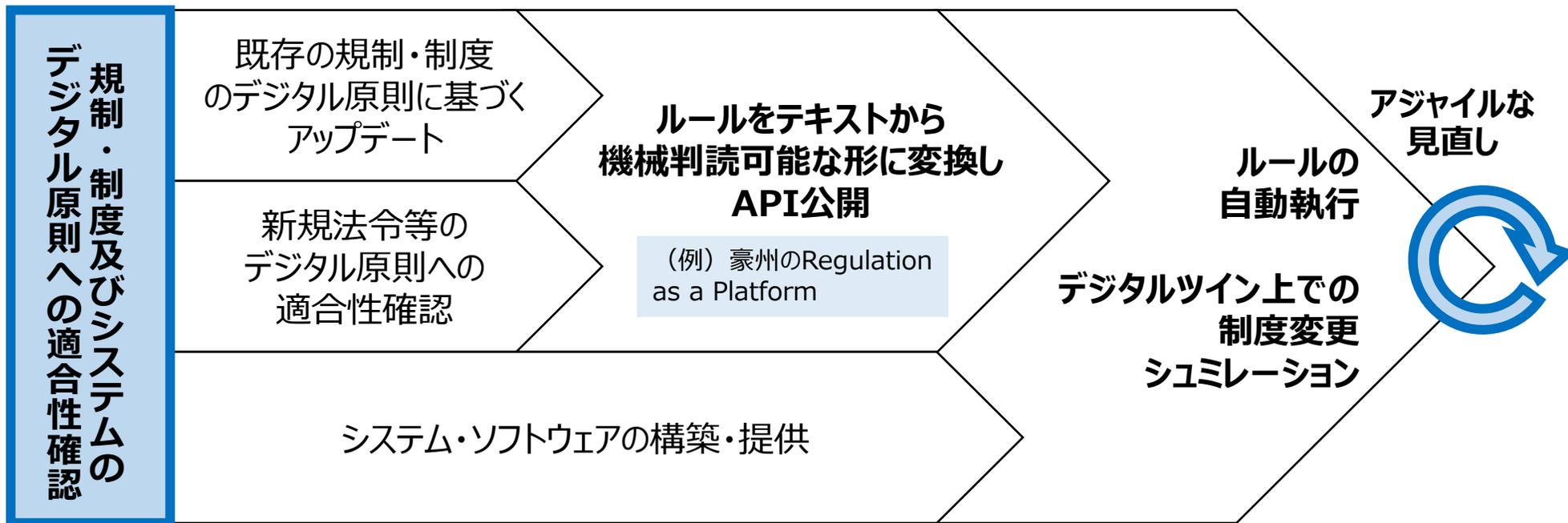
# 法制事務のデジタル化検討チーム の状況

令和4年3月23日

## デジタル庁

# 今後の法制事務のデジタル化に向けて

デジタル時代にあわせた規制・制度とシステム（の仕様）の見直しを自律的・効率的に行うための体制・プロセス等について、リーガルテック/レグテック等を活用しつつ具体化していく。



法制事務に援用可能なリーガルテックやレグテックの例：

契約書の自動作成・AIレビュー

契約情報の自動集約  
自然言語処理による解析  
→危険条項の自動検出・修正サジェスト

スマートコントラクトによる  
契約の自動執行・履行管理

# デジタル原則に基づく規制の総点検を通じて見えてきつつある課題

## デジタル原則適合性の自律的・効率的な確認体制・プロセスの構築

- ・ 既存法令（ストック）の点検
- ・ 新規法令等（フロー）のデジタル原則適合性確認
- ・ テクノロジー進化にあわせた法令の随時アップデート

デジタル原則への適合性確認を自律化・効率化すべく、政府でリーガルテックを導入しうる局面を特定し、必要な体制・プロセス・インフラを構築できないか

## 法令等のマスターデータの提供

- ・ 法令のデジタル正本（「改め文」を溶け込ませた改正後の法文）の公布方法や時期についての法的根拠は存在しない
- ・ 法制執務業務支援システム（e-LAWS）はあるが、公布日に確実に確認できるのは官報に掲載された「改め文」のみ（省令は新旧対照表も）

法令等は、一定の範囲については国家が責任をもって公布と同時に正確なデータを整備・提供すべきではないか

## 国民がより自由かつ民主的にルールや規律にアクセスできる環境の構築

- ・ 社会においてルール／規律として機能しているのは必ずしも法令（法律・政省令）に限らず、全体像の把握が困難

国家が公共財としてデジタル形式で提供すべき範囲を整理・確定し、その他は民間サービスと連携する等により、ルール・規律へのアクセシビリティを強化できないか

法律、政令、省令

告示、通知・通達、事務連絡  
指針・ガイドライン、解釈文書、  
Q&A、書式・様式等

独立行政法人、法令認定団体等が  
定める規則、ガイドライン等

自主規制団体による標準モデル、  
民間団体による標準、技術規格等

条例、最高裁規則、議院規則等

# 経済界からの「データ公開・再利用」要望にも対応

経済団体より約1,600件の規制緩和要望を受領。7項目の見直しと同様に、可能な限り類型化を行い、横断的な見直しを行うことを目指す。

経済界要望（先行調査＋本調査）		1,600件	
行政手続		約1,200件	
行政手続以外の規制		約400件	
「紙・人の介在」等に関する規制		約1,100件	
「紙・人の介在」等以外の規制		約100件	
7つの先行検討項目		約150件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>目視、実地監査</li> <li>定期検査・点検</li> <li>常駐選任</li> <li>講習、掲示、閲覧</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認（生体認証等）や真正性（電子署名、タイムスタンプ等）がネックとなり無人化・自動化できない</li> <li>官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない</li> <li>目的外使用規制等によりデータ再利用ができない</li> <li>判定基準・手法の限定等のためAI利用ができない</li> <li>地理空間情報等のベースレジストリを整備してほしい</li> </ul>	
残る「書面・対面規制」			約800件
<ul style="list-style-type: none"> <li>【民→官】申請・届出・提出に「対面」を要求</li> <li>【民→官】申請・届出・提出に「書面」等を要求</li> <li>【官→民】交付・通知に「書面」等を要求</li> <li>【民→民】契約当事者間で「書面」等を要求</li> </ul> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【テーマ別】</li> <li>人事・総務・経理関連</li> <li>モビリティ関連</li> <li>不動産、建築、医療介護、金融等関連</li> </ul>			
その他（分類困難等）		約150件	

等

# デジタル臨時行政調査会作業部会 法制事務のデジタル化検討チーム 検討事項

- (1) 新規法令を含む法令等のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制について
- (2) 法制事務のデジタル化・BPRと官民分担の在り方について
  - ・法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の整備・提供
  - ・法令関連文書等の利活用に向けた官民の役割分担
  - ・法制事務に係るリーガルテックの活用

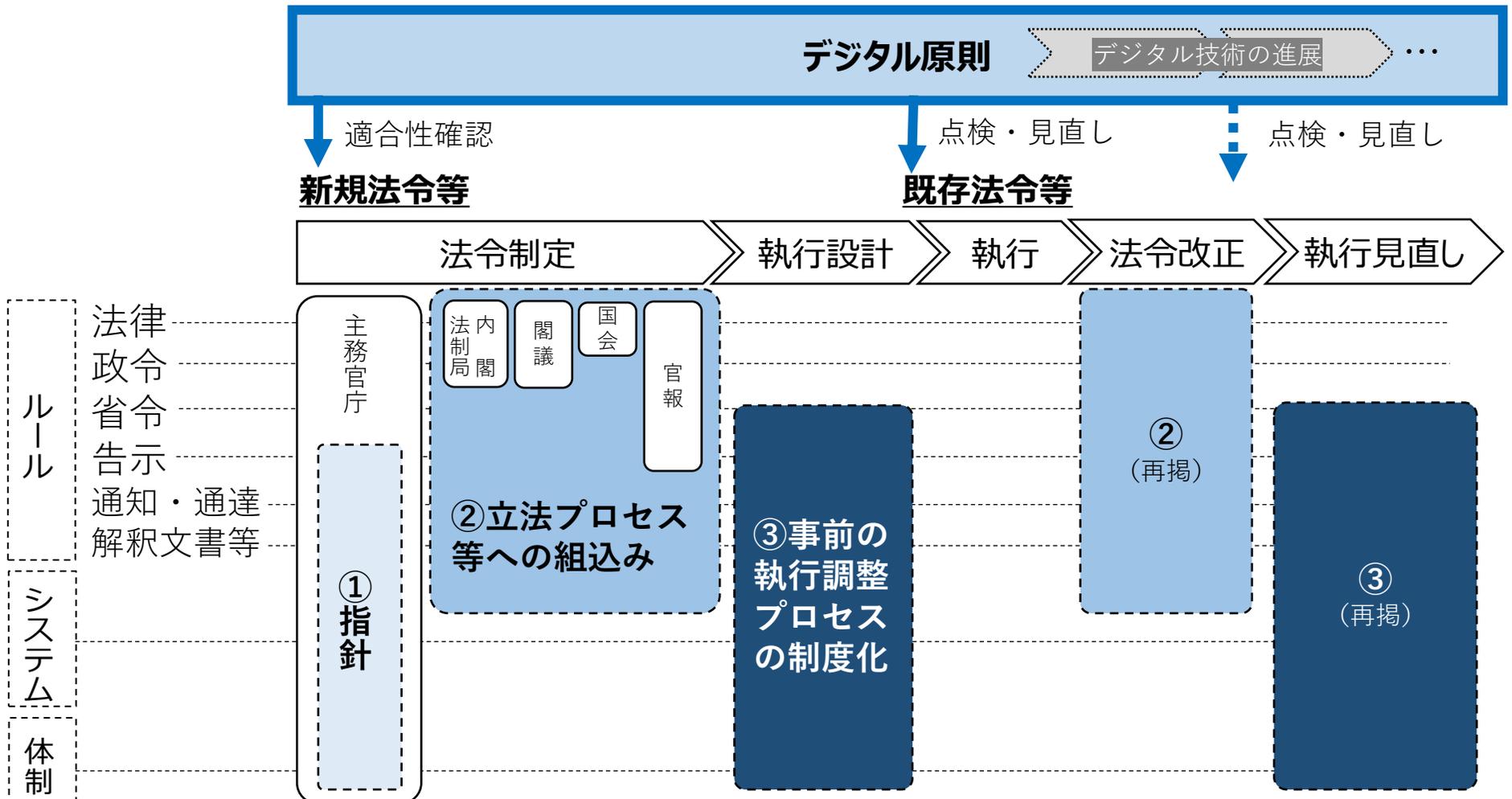


# 法令のデジタル原則への適合性確認プロセス・体制の確立に向けて

デジタル原則の徹底のためには、下記を自律的・効率的に実現する体制・プロセスが必要。

○**新規**法令の策定、法令改正、関連する通達等（法令策定等を伴わないものを含む）の策定に際しての**適合性確認**

○**既存**法令等について、新たなデジタル技術動向等を踏まえた**継続的な点検・見直し**



# 論点① デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針

今後もテクノロジーの進化等に応じて随時法令がアップデートされていくためには、「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」をデジタル庁にて策定し、事前に公表することで、各府省の自律性と予見可能性を担保することが必要ではないか。

- 各府省の政策担当者が最新のデジタル技術の活用動向等を把握することが必ずしも容易／効率的ではないことを踏まえると、デジタル社会の形成を任務とする恒常組織であるデジタル庁が、各府省が政策企画に際し参照しうる「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」を策定／改定することが最適ではないか。 ※「指針」は地方公共団体等の取組にも裨益
- 現在、作業部会において、
  - ・デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の方針（類型化・フェーズ）
  - ・デジタル技術と規制見直し事項の対応についての整理を検討しているが、これらは「指針」の端緒と言えるもの。
- 「指針」は政策企画の指針であり、デジタル技術に係る有識者の知見や国民の要望などを踏まえる必要があることから、公の場（審議会等）での議論を経て策定／改定されることが望ましいのではないか。

## < 検討の方向性 >

- ◆ 政策企画の早い段階から各府省が自律的にデジタル原則への適合性を考慮できるよう、デジタル庁が具体的な「指針」を提示
- ◆ 指針の策定／改定に際しては、公の場で議論（有識者の知見や国民の要望等を反映）

# デジタル技術と規制見直し事項の対応イメージ

①画像・データを遠隔  
で取得・提供

②画像・データの解析・診  
断・評価を自動化・機械化

③事態対処を自  
動化・機械化

④検査周期を  
延長・撤廃

紙の介在

書面

閲覧・縦覧

掲示

対面

講習

目視

検査・点検・監査  
(構造物/業務)

調査

巡視・見張

常駐

専任

定期

第三者

自主

調査・測定



オンライン手続



ウェブ会議



カメラ



センサー



ドローン



画像診断



ビッグデータ  
分析



緊急通報装置



デジタルツイン



3Dモデリング



リアルタイム  
対処



ロボット



リアルタイム  
モニタリング

人の介在

頻度

## 論点②-1 立法プロセス等への組み込み（新規法令等）

新規法令等について、デジタル原則への適合性を確認するにあたり、こういった体制・プロセスが必要か。

- デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省か
- 法令以外に、通達等まで対象とすべきか
- 立案過程のどのタイミング・時期で確認を行うべきか

○実際の規制手段等が通達以下で規定されることもあることを踏まえると、デジタル原則への適合性確認は新規法令だけでなく通達等もその対象とすべきであるが、それぞれの制定権者、立案過程、時期等が異なることに留意が必要。

○法律案及び政令については、閣議決定により定められることを踏まえ、デジタル庁が主体的に注力して確認することとし、省令以下については、デジタル庁が定める「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」（論点①参照）に基づき各府省が主体的に確認を行うこととしてはどうか。

○確認の実効性を確保するためには、政策企画の早期の段階から関与することが必要になるため、

- ・法律案及び政令については、内閣法制局による予備審査前までにデジタル庁
- ・省令以下については、決定前（パブリックコメント対象については実施前）までに官房部局がそれぞれ確認することとしてはどうか

<検討の方向性>

◆新規法令等

**法律案・政令：デジタル庁が内閣法制局予備審査前に確認**

**省令以下：各府省が「指針」に基づき政策決定前（パブリックコメント実施前）に確認**

## 論点②-2 立法プロセス等への組み込み（既存法令等）

既存法令等について、デジタル原則への適合性の点検・見直しを行うにあたり、どういった体制・プロセスが必要か。

○既存法令等の点検・見直しも、新規法令等と同様、法令だけではなく通達等もその対象とすべきであるが、新規法令等と異なり改めての点検・見直しであるため、既存法令等全てをデジタル技術の進展等を把握しているデジタル庁による点検・見直しの対象とすることが適当ではないか。

※通達等は公表等により把握可能な状態に置かれていることが必要

○点検・見直しの端緒としては下記があり得るのではないか

（1）デジタル技術の進展

・「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」の改定に併せて実施

（2）国民等の要望

・国民や経済界等の政策のユーザーからの要望を受けて実施

（3）執行状況の把握

・各府省による執行状況を定期的に把握・評価した上で実施

○上記の端緒の把握にあたっては、公の場による議論・検討が必要ではないか（現在はデジタル臨時行政調査会作業部会で実施）

○既存法令等の点検・見直しの結果、法改正が必要となった場合は、可能な範囲で一括した対応を行うことで、迅速なアップデートが可能となるのではないか

< 検討の方向性 >

### ◆既存法令等

技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ、公の場による検討を経てデジタル庁が点検

## 論点③ 関係府省との事前の執行調整プロセスの制度化

法令の執行プロセス設計に着手するにあたり、デジタル原則適合性を確保するために手続、システム、体制をどのように最適化すべきか、デジタル庁の呼びかけにより関係省庁等で整理することとしてはどうか。

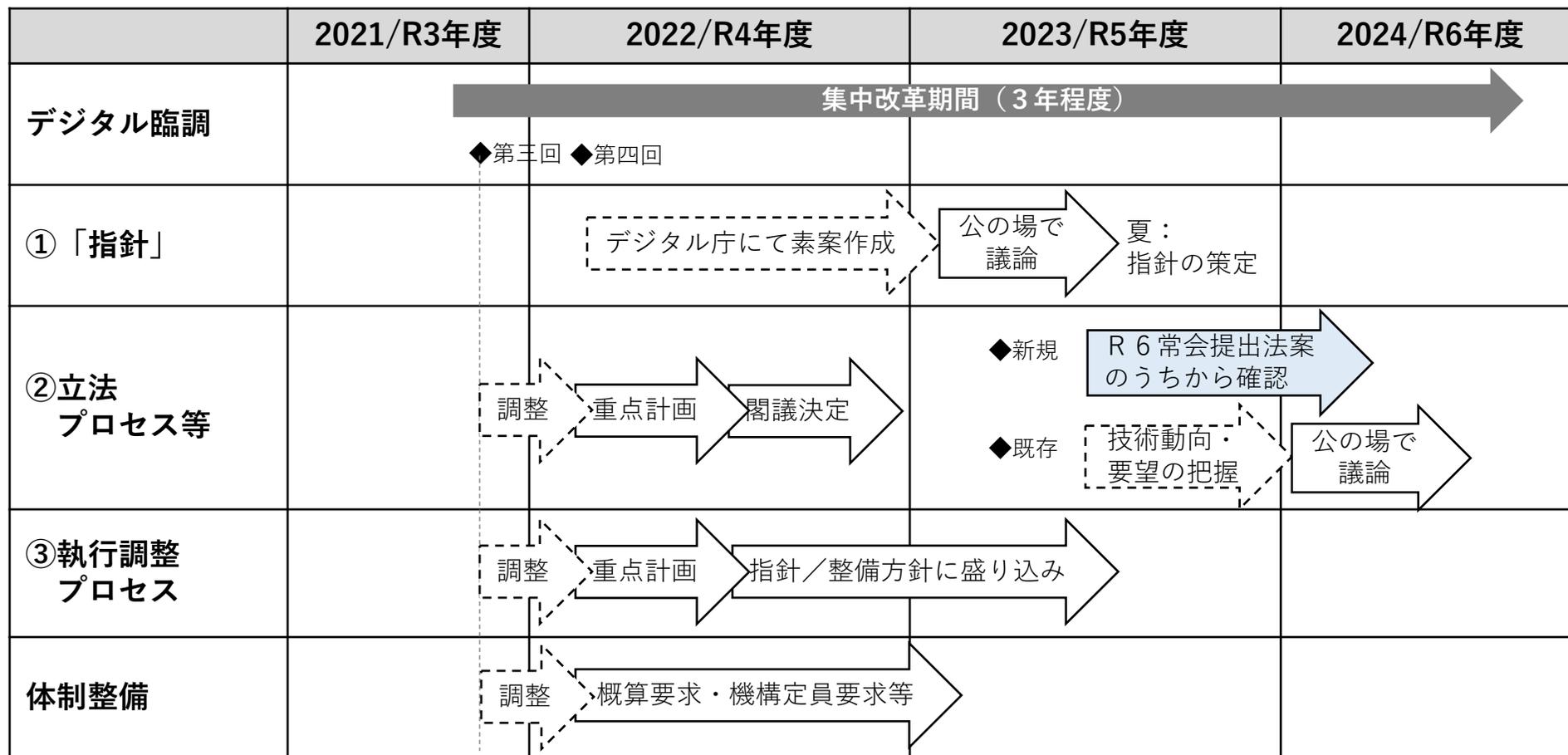
- 法令等の執行段階においてもエンドツーエンドでデジタル原則への適合性を確保するためには、法令等のルールを確認するだけでなく、具体的な執行プロセスの設計段階において、デジタル原則を念頭に手続、システム及び体制について改めて検討することが不可欠。
- デジタル庁の呼びかけで関係府省等が集まり、システム、手続フロー、体制をすりあわせるプロセスを設計・制度化することとしてはどうか。
- 具体的には、システム整備に関する方針である「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」又は「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」（論点①参照）において、関係省庁等の役割分担等を含め当該プロセスについて明確化することとしてはどうか

### <検討の方向性>

- ◆執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化するため、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」や「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」においてプロセスを明確化

# デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての工程案

デジタル原則への適合性確認等は新規の取組であるところ、まずは、デジタル庁が主体的に注力して確認する対象のうち令和6年度常会提出法律案のうちから確認を試行的に先行して行うこととしてはどうか。



# デジタル臨時行政調査会作業部会 法制事務のデジタル化検討チーム 検討事項

- (1) 新規法令を含む法令等のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制について
- (2) 法制事務のデジタル化・BPRと官民分担の在り方について
  - ・法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の整備・提供
  - ・法令関連文書等の利活用に向けた官民の役割分担
  - ・法制事務に係るリーガルテックの活用



# 法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の提供体制確立に向けて

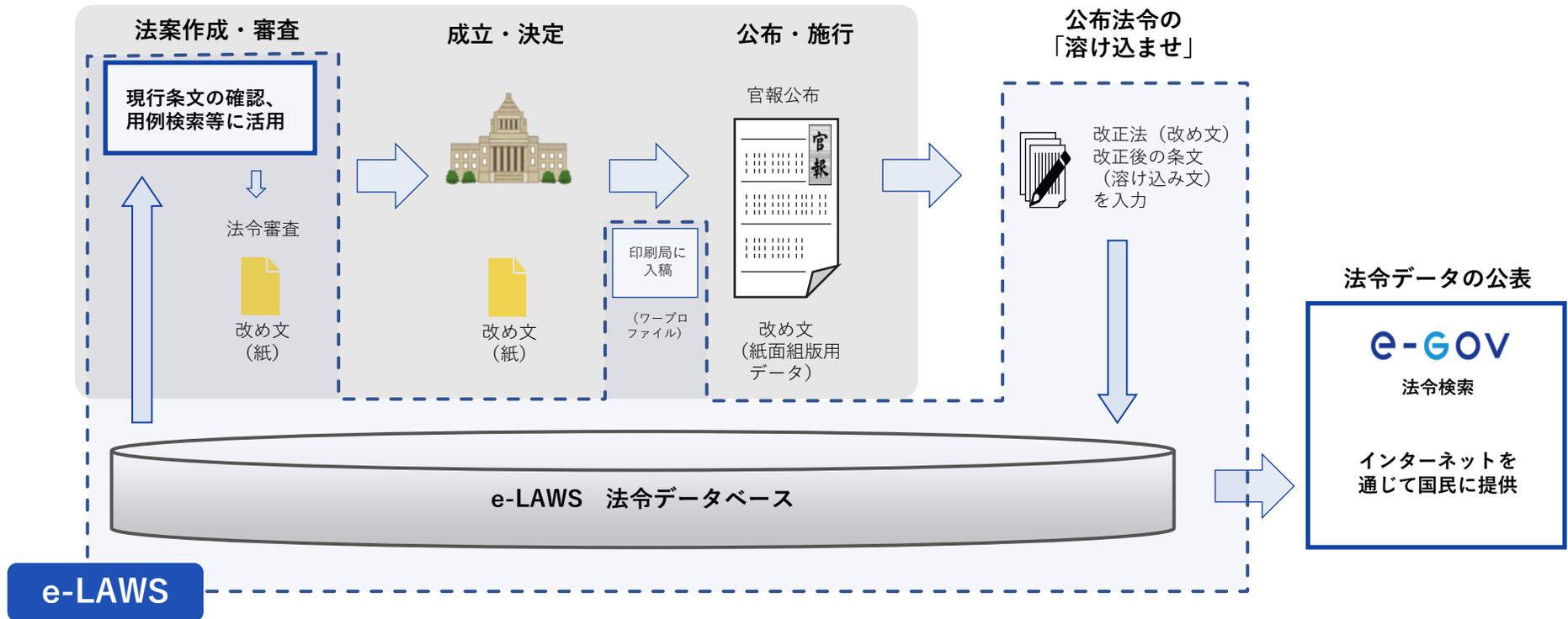
本来、国家は、「現在有効な法令の最新条文データベース」を責任をもって整備し、常時提供すべきであるが、その実現のためには、法令データの更新期日から逆算した法制事務の再設計が必要。

- 現在、法令の正本はあくまで紙で公布される「官報」であり、法令のデジタル正本（「改め文」を溶け込ませた改正後の法文）の公布方法や時期についての法的根拠は存在しない。
- 最新条文データベースを常に提供するためには、法令データの更新期日は公布と同時である必要。現在の法制事務を前提とすると、国会修正の入った法律や政令以下については、「公布後速やかに」溶込条文データを公開するのが精一杯であるが、人手によるデータ変換の最小化を通じてこれを解決できないか。

また、法令データのベースレジストリ（デジタル正本）の提供にあたっては、更新タイミングに加えて、国民が使いやすいデータ形式・内容であることも重要。

- 現行の「改め文」による法改正方式は、紙を前提とした時代において優れたフォーマットであったが、デジタル時代においては、人間可読性、機械可読性いずれにおいても改善の余地がある可能性。
- 将来におけるRule as Code（機械判読可能なルールの自動執行）の実現も見据え、最適な法令データの持ち方、改正手法、公表形式を検討できないか。

# <参考> 法令データの更新までの流れ



## 「改め文」とは？

対象となる法令のどの部分をどのように改めるかを、次の6種類の動詞を利用して逐語的に記述（逐語的改正方式）。

改正点が明確であり、かつ簡素に表現できるというメリットがあるため、法改正の方法として定着。

1	改める	第五条中「公団」を「機構」に改める。
2	加える	第四十七条中「理事」の下に「、経営管理委員」を加える。
3	削る	第十七条を削る。
4	繰り上げる 繰り下げる	第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。 第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げる。
5	付する	第十六条の次に次の章名を付する。
6	とす	第六条を削り、第五条を第六条とし、 第四条の次に次の一条を加える。

## 法令改正（改め文）のしくみ

一部改正法令（改め文）  
公布：平成13年6月22日  
施行：平成15年1月1日

法律第五十九号  
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の  
一部を改正する法律（一部改正）  
（国民の祝日に関する法律の一部改正）  
第一条 国民の祝日に関する法律（昭和二十二年  
法律第七十八号）の一部を次のように改正す  
る。  
第二条 海の日の項中「七月二十日」を「七月  
の第三月曜日」に改め、同条敬老の日の項中「九  
月十五日」を「九月の第三月曜日」に改める。

### 国民の祝日に関する法律

【現行（平成13年6月22日時点）】

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。  
元日 一月一日 年のはじめを祝う。  
海の日 七月二十日 海の恩恵に・・・  
敬老の日 九月十五日 多年にわたり・・・

【改正後（平成15年1月1日時点）】

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。  
元日 一月一日 年のはじめを祝う。  
海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵・・・  
敬老の日 九月の第三月曜日 多年に・・・

## 【新旧対照表の作成】

確認した現行条文を下欄（現行）に  
改正条文を上欄（改正案）に記載した  
新旧対照表を作成

現行	改正案
第二条 「国民の祝日」を次のように定める。 元日 一月一日 年のはじめを祝う。 海の日 七月二十日 海の恩恵に・・・ 敬老の日 九月十五日 多年にわたり・・・	第二条 「国民の祝日」を次のように定める。 元日 一月一日 年のはじめを祝う。 海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵・・・ 敬老の日 九月の第三月曜日 多年に・・・

## 【法案（改め文）の作成】

新旧対照表を基に法案（改め文）  
を作成



児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二十  
三十八号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「父」の下に「又は母」を加え  
、「生活」を「生活等」に改め、「もつて児童  
の」を削る。  
第一条第二項を削り、同条第二項を同条第  
二項とする。

# 論点① 人手によるデータ変換の最小化

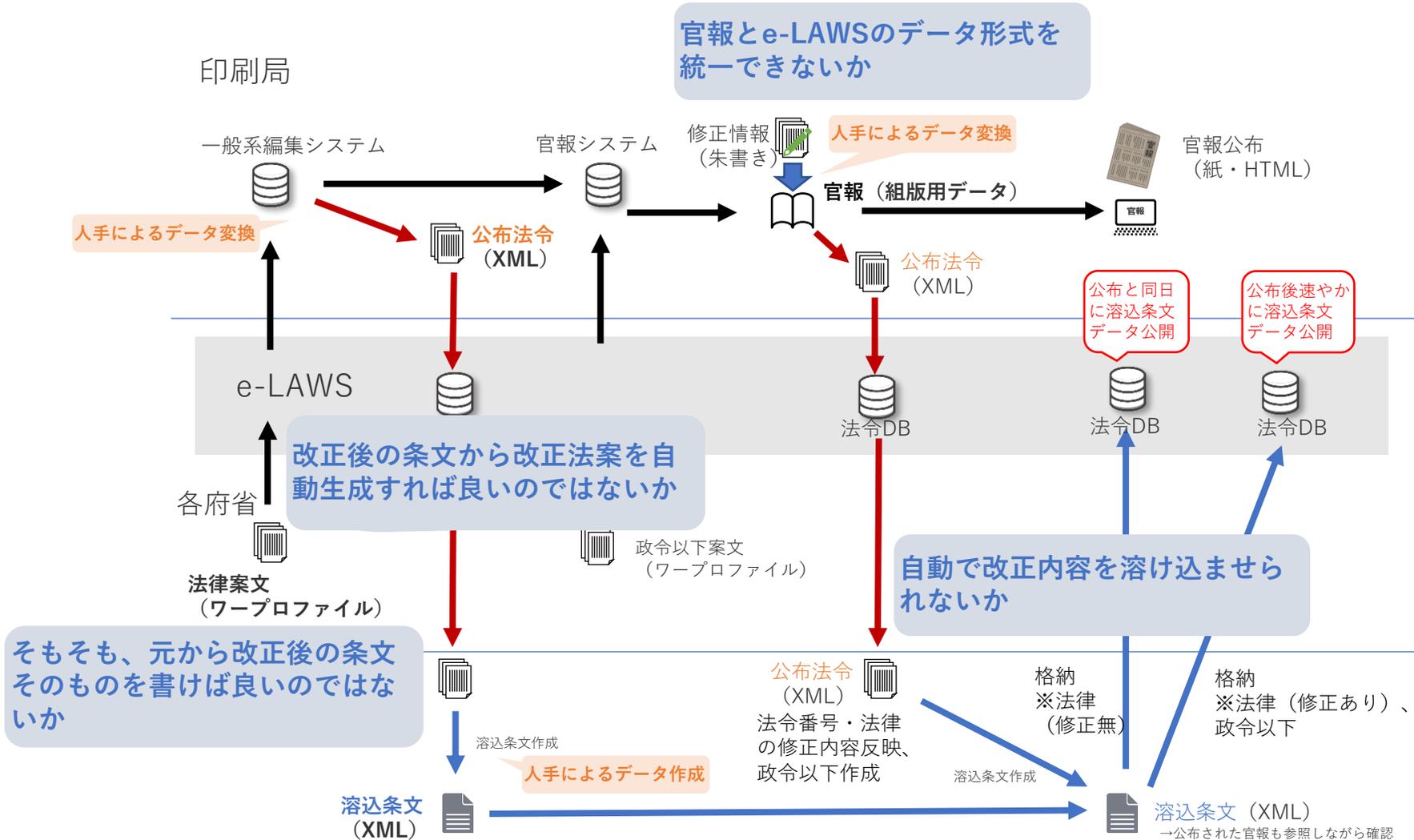
法令データ作成プロセスにおいて、**人手によるデータ変換を最小化することで、常に公布と同時に法令データを更新**できないか。

- 法令データ作成プロセスにおいては、タイムラグやミスを防ぐ観点からも、可能な限り人手によるデータ変換が介在しない方が望ましいが、現状では、法制執務業務支援システム（e-LAWS）の法令データ作成までに、公布法令（XML）、溶込条文（XML）、官報組版用データと、最低三回の手によるデータ作成・変換が必要。
- 人手によるデータ変換を最小化する観点から、
  - ・官報組版用データはe-LAWSの法令データと構造化データで統一できないか
  - ・改正法案の自動作成（自動で改正内容を溶け込ませ、又は改正後の条文から改正法案の案文を自動生成）ができないか ※自動化できない部分については補助的に人的作業を行う
  - ・立案担当者が成立・改正後の条文データを直接編集する形で作業できないか

## < 検討の方向性 >

- ◆ 官報のデジタル化とあわせ、官報の法令に係るデータ形式をe-LAWSの法令データと構造化データで統一（データ形式は要検討）
- ◆ 改正後データの直接編集及び改正法案の自動作成を実現するためのデータ構造・XMLエディタに関する政省令レベルでのPoC（概念実証）を実施

# <参考> e-LAWS法令データ作成の流れと「人の介在」



## 論点② 国民が使いやすい形式・内容の法令データ提供

将来におけるRule as Code（機械判読可能なルールの自動執行）の実現も見据えると、法令データは、人間、機械のそれぞれにとって可読性の高いデータ形式で公表されるべき。そのための最適な法令データの持ち方、改正手法はどのようなものか。

○現行の「改め文」形式が適切に表現・処理できている情報は維持※しつつ、読み手のわかりやすさ、作成の容易さといった観点から改正手法の改善を検討できないか。そのためにもPoCの実施が必要ではないか。

※例えば、割り込み施行・複数法令の同時改正等の複雑な状況・時系列の処理はアノテーションとして含める等

○同時に、将来におけるRule as Code（機械判読可能なルールの自動執行）の実現、官民の役割分担も見据え、デジタル官報/e-LAWSのデータ形式のあり方も更に検討できないか。

○既存のXML規格等との互換性確保や、人間とコンピュータの役割分担の最適化を通じ全体の作業負荷を低減しながら職員の法案立案能力を維持向上にも留意・工夫が望ましい。

### < 検討の方向性 >

- ◆ 改正後データの直接編集及び改正法案の自動作成を実現するためのデータ構造・XMLエディタに関する政省令レベルでのPoC（概念実証）を実施（再掲）
- ◆ 将来におけるRule as Code（機械判読可能なルールの自動執行）の実現も見据えたデジタル官報/e-LAWSのデータ形式のあり方の検討